

第1回 武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会

次 第

日時：平成26年4月21日（月）

午後7時

場所：301会議室

開 会

- 1 委員委嘱書の交付
- 2 市長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 報告
 - (1) 武蔵村山市長期総合計画市民懇談会設置要綱について
- 6 議題
 - (1) 座長・副座長の選任について
 - (2) 武蔵村山市長期総合計画市民懇談会に関する運営要領（案）について
 - (3) 市民懇談会のスケジュールと検討内容について
 - (4) その他

閉 会

配布資料

- 資料1 「武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会設置要綱」
- 資料2 「座長、副座長の選任について」
- 資料3 「武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会に関する運営要領（案）」
- 資料4 「市民懇談会のスケジュールと検討内容」
- 資料5 「次回の市民懇談会開催日時について」

武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画市民懇談会設置要綱

平成25年12月27日

訓令(乙)第152号

(設置)

第1条 武蔵村山市第四次長期総合計画のうちの後期5年の基本計画を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画市民懇談会(以下「市民懇談会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 市民懇談会は、武蔵村山市の将来にわたる行政施策について協議し、その結果を市長に提言する。

(組織)

第3条 市民懇談会は、武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する満20歳以上の者のうち、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 自治会その他の武蔵村山市内で活動する公共的団体の代表者がその構成員のうちから推薦する者 9人以内
- (2) 公募による市民 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による提言の終了をもって満了する。

(座長及び副座長)

第5条 市民懇談会に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 市民懇談会の会議は、平日の夜間又は土曜日に招集することを原則とする。
- 3 市民懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 市民懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決すところによる。

(部会)

第7条 市民懇談会は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。

- 2 部会に属すべき委員は、座長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集する。

7 前条第2項から第4項までの規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 市民懇談会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

●武蔵村山市長期総合計画市民懇談会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
団体代表	猪 股 昭	武蔵村山市自治会連合会
	高 附 美代治	武蔵村山市村山団地連合自治会
	山 崎 宗 信	武蔵村山市民生児童委員協議会
	眞 崎 友 子	武蔵村山市PTA連合会
	細 井 五	武蔵村山市文化協会
	有 吉 正 博	武蔵村山市体育協会
	杉 森 創	公益社団法人立川青年会議所
	山 田 和 男	武蔵村山市農業生産組合
市民公募	原 野 晴 光	南東地区
	原 田 妙 子	北東地区
	澤 田 泉	南西地区
	原 田 裕 一	北西地区
	齊 藤 イト子	緑が丘地区

●武蔵村山市長期総合計画市民懇談会事務局

区 分	職 名	氏 名
企画財務部 企画政策課	企画財務部長	比留間 毅 浩
	企画政策課長	神 子 武 己
	企画政策課主査	平 崎 智 章
	企画政策課主任	牧 瀬 友紀子

議題(1) 座長、副座長の選任について

武蔵村山市長期総合計画市民懇談会設置要綱第5条第1項に基づき、座長及び副座長を互選します。

座長

副座長

武蔵村山市長期総合計画市民懇談会に関する運営要領（案）

平成26年 月 日

武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会決定

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（市民懇談会の公開）

第2条 市民懇談会は、公開とする。

2 公開は、市民に市民懇談会を傍聴させることにより行う。

（傍聴手続）

第3条 市民懇談会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第1号様式）により市民懇談会の座長（以下「座長」という。）の承認を受けなければならない。

（許可しない者）

第4条 座長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

- (1) 銃器、棒等その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 私語、談笑等をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、座長の許可を受けなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民懇談会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為を

しないこと。

(傍聴人に対する指示等)

第6条 座長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 座長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録)

第7条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

2 作成した会議録は、次の会議の際、市民懇談会の委員の承認を得て確定する。

3 会議録は、その全部を公開する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

傍聴申込書

第 号

		平成 年 月 日
武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会座長 殿		
申込者氏名		
会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。		
傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
附属機関等の名称		第 回武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会
開 催 日 時		平成 年 月 日 () 午前・午後 時から
開 催 場 所		
備 考		

傍聴承認書

第 号

傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
附属機関等の名称		第 回武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会
開 催 日 時		平成 年 月 日 () 午前・午後 時から
開 催 場 所		
備 考		
上記のとおり会議の傍聴を承認します。		
平成 年 月 日		
武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会座長		

(日本工業規格A列4番)

傍 聴 者 心 得

- 1 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 2 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 会議における意見等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 4 私語、談笑等をしないこと。
- 5 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、市民懇談会の座長の許可を受けなければならないこと。
- 7 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。
- 8 武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会の座長の指示に従うこと。

1. 目的

今回の市民懇談会は、新たな計画書を策定するのではなく、前期基本計画を踏まえ、今後の後期基本計画へ反映させるものです。

前期基本計画に基づいて進めてきた施策等の課題や問題点について、市民の立場から意見交換を行うことを目的とします。

2. 進め方

テーマを絞り込んでの意見交換とするため、車座となって意見交換会を行います。

意見交換会で出た意見・提案をポストイット等で整理し、模造紙に出た意見等を集約し、全員で意見の確認を行います。

また、市民懇談会の最後に次回のテーマの説明を行います。活発な意見が出るように次の開催までに検討してもらうためです。

3. スケジュール

回数	内 容	開催予定月日
第1回	①委員委嘱書の交付 ②市長挨拶 ③自己紹介 ④事務局紹介 ⑤報告 市民懇談会設置要綱について ⑥議題 ・座長・副座長の選出について ・市民懇談会に関する運営要領案について ・市民懇談会のスケジュールと検討内容について ⑦第1章・第2章前半の説明とテーマの設定	4月21日(月) 午後7時～
第2回	①テーマの確認 ②第1章・第2章前半の意見交換 ③全体を通しての意見交換等 ④第2章後半・第3章の説明とテーマの設定	5月
第3回	①テーマの確認 ②第2章後半・第3章の意見交換 ③全体を通しての意見交換等 ④第4章の説明とテーマの設定	6月
第4回	①テーマの確認 ②第4章の意見交換 ③全体を通しての意見交換等 ④第5章・第6章の説明とテーマの設定	7月
第5回	①テーマの確認 ②第5章・第6章の意見交換 ③全体を通しての意見交換等 ④今後の進め方の確認	8月
第6回	①提言書(案)について	9月
第7回	①提言書(案)について ②全体を通しての意見等 ③今後の進め方の確認	10月
第8回	①後期基本計画(素案)の報告 ②懇談会に参加して気づいたことや感想等	2月

4. 基本となるスケジュール

○開催時間 2時間を基本とします。

○開催日程については、参加者が参加しやすい時間等を合意の上決定します。

時間	項目	備考
0:00(10分)	○開会のあいさつ 1. 報告(前回の内容) 2. 資料の説明	進行 座長 報告・説明・事務局 (市・コンサル)
0:10(30分)	1. テーマの確認 2. 討議1の意見交換	進行(市・コンサル)
0:40(30分)	1. テーマの確認 2. 討議2の意見交換	
1:10(10分)	—休憩—	
1:20(20分)	1. 全体を通しての意見交換 2. 本日のまとめ	
1:40(15分)	1. 次回のテーマの設定	報告・説明・事務局 (市・コンサル)
1:55(5分)	1. 次回の日程確認 ○閉会のあいさつ	進行 座長

5. 市民懇談会の検討テーマ

市民懇談会	第四次 長期総合計画基本計画	検討テーマ
第2回	第1章	①地域コミュニティにおける自治会の役割 ・自治会活動に求めるもの、期待されるもの ・若者や新規転入者が入りやすい自治会の姿 ②まちづくりにおける市民参加 ・まちづくりにおける市民参加の必要性 ・気軽に参加できる市民参加の形 ・地域の企業や活動団体との連携
	第2章（前）	③自然災害に強いまちづくり ・自然災害に対する不安 ・行政が取り組む震災対策、地域が取り組む震災対策 ④健康づくりについて ・行政が取り組む健康づくり対策
第3回	第2章（後）	①福祉（高齢・障害等）について ・高齢者にとって住みやすいまちとは ・障害のある人にとって住みやすいまちとは ②子育てしやすいまちづくり ・育児における不安 ・行政に望む対策、地域に望む対策（ハード、ソフト）
	第3章	③学校教育に望むこと ・特色ある学校づくり ④生涯学習に望むこと ・ライフスタイルの変化と生涯学習のあり方
第4回	第4章	①公共交通の充実と地域の活性化 ・モノレール延伸に期待すること ・バス交通の利便性の向上 ②まちづくり ・都市と自然のバランスのあり方 ・公園・緑地に対する市民のニーズ ③環境への意識と市レベルでの取り組み ・行政が取り組む環境対策、地域が取り組む環境対策
第5回	第5章	①武蔵村山の地域資源 ・武蔵村山市がアピールできること ・地域資源の活かし方 ②地域の産業に対する考え方 ・行政が取り組むべき産業振興策
	第6章	③限られた財政状況下での市政の考え方 ・優先すべき取り組み ・収益の上がる取り組み ・行政運営における民活の導入について ④市政運営の見える化 ・市政運営の中で市民が知りたいこと ・見える化の手法

議題(4) その他

1 次回市民懇談会開催日程について

平成 年 月 日 () 時 分

平成 年 月 日 () 時 分

5 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2 その他